

鈴鹿市学校給食物資納入事業者の登録に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鈴鹿市が発注する学校給食物資(以下「物資」という。)の納入に関して、安全安心な学校給食の提供を行うため、物資の品質、安定的な供給を確保する必要があることから、鈴鹿市契約規則(昭和41年鈴鹿市規則第18号)、その他に定めのある場合を除き、物資を納入する事業者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 この要領に基づいて、物資の納入事業者として登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、本市が別に定める申請時期、方法等により、次に掲げる書類を提出して、申請するものとする。

- (1) 鈴鹿市学校給食物資納入事業者登録申請書(第1号様式)
- (2) 誓約書(第2号様式)
- (3) その他市長が求める書類

(登録要件)

第3条 申請者及び登録を受けている者(以下「登録者」という。)は、学校給食の重要性を認識し、物資の品質・規格・衛生管理等に留意して納品できる者であって、かつ次の各号の要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 鈴鹿市入札参加資格者名簿において、中分類「1701 食料品」、品目「11 給食用食材」の市内登録があること。ただし、冷食・乾物等の物資については、北勢及び中勢地域に店舗、支店、営業所を有する者を含む。
- (2) 営業許可を必要とするものは、その許可を有する者であること。
- (3) 納税義務を履行していること。
- (4) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)第10条各号の競争参加資格の欠格事由及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当しないこと、及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
- (5) 本市が求める学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力等を有し、指定した期日及び時刻に指定の納入場所に物資を納入できる食品専用車両を有していること。

(6) 商品検収で不良品があった場合は、速やかに交換等を行うなど、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。

(7) 納入物資に関わる従業員等の検便を毎月又は納品月に実施すること。

(8) 本市が実施する立ち入り調査に速やかに応じること。

(登録の決定)

第4条 市長は、第2条の規定により登録の申請があった場合は、提出書類の内容を審査し、妥当と認めるときは、鈴鹿市学校給食物資納入事業者名簿（以下「納入事業者名簿」という。）に登録するものとする。

2 審査の結果については、申請者に対し、通知を行うものとする。

(登録の有効期間)

第5条 納入事業者名簿への登録有効期間は、市長が別に定める。

(登録内容の変更)

第6条 登録者は、申請の内容に変更が生じたときは、鈴鹿市学校給食物資納入事業者登録変更届（第3号様式）に必要書類を添付し、速やかに市長に提出するものとする。

(登録の廃止)

第7条 登録者が、登録の廃止を希望するときは、鈴鹿市学校給食物資納入事業者登録廃止届（第4号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

2 市長は、登録者が第3条に定める登録要件を満たさなくなった場合は、登録を廃止することができるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月14日から施行し、令和5年度分の学校給食及び幼稚園給食から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

鈴鹿市学校給食物資納入事業者登録申請書

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

鈴鹿市学校給食物資納入事業者として登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

①納入を希望する種目

【小学校（幼稚園含む）】

--

【中学校】

--

②申請者の基本情報

郵便番号・所在地	
電話番号	
F A X 番号	
電子メールアドレス	
事業者名	
代表者氏名	
担当者氏名	
緊急時連絡先	

③物資の保管方法、保管場所の所在地

--

④物資の配送方法

--

第2号様式（第2条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

所在地

事業者名

代表者氏名

私は、鈴鹿市学校給食物資納入事業者登録の申請に当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第10条各号の競争参加資格の欠格事由及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しないこと、及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
- 2 学校給食の目的を理解し、質の高い安全な物資等の納入に万全を期すること。
- 3 鈴鹿市が求める学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力等を有し、指定した期日及び時刻に指定の納入場所に物資を納入できる食品専用車両を有していること。
- 4 商品検収で不良品があった場合は、速やかに交換等を行うなど、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。
- 5 納入物資に関わる従業員等の検便を毎月又は納品月に実施すること。
- 6 工場等の設備並びに従業員の衛生及び健康管理に万全を図ること。
- 7 鈴鹿市が実施する立ち入り調査に速やかに応じること。
- 8 鈴鹿市学校給食物資納入事業者登録申請書及び関係書類の記載内容は事実と相違ないこと。また、申請事項等に変更があった場合は遅滞なく届け出ること。
- 9 その他、鈴鹿市の指示に従うこと。

第 3 号様式（第 6 条関係）

鈴鹿市学校給食物資納入事業者登録変更届

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 所在地

事業者名

代表者氏名

鈴鹿市学校給食物資納入事業者登録申請書の内容に、次のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更年月日	
変更理由	

変更事項	変更前	変更後
納入を希望する種目		
郵便番号・所在地		
電話番号		
F A X 番号		
電子メールアドレス		
事業者名		
代表者氏名		
緊急時連絡先		
その他		

第 4 号様式（第 7 条関係）

鈴鹿市学校給食物資納入事業者登録廃止届

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 所在地

事業者名

代表者氏名

鈴鹿市学校給食物資納入事業者登録を廃止したいので、次のとおり届け出ます。

廃止を希望する理由